Ｂ　当該合併市町村に係る普通交付税省令第48条第１項の算式の符号Ｂに同じ。

Ｃ　［略］

Ｄ　［略］

２　合併関係市町村に係る法第三十三条の五の二第一項の額は、次項に規定する当該合併関係市町村に係る控除前財源不足額に第四項に規定する当該合併関係市町村に係る補正指数に別表第二のＡに定める当該補正指数の段階に応ずる率を乗じて得た数と同表のＢに定める当該補正指数の段階に応ずる数を合算した数（ただし、当該数について、補正指数が一・〇〇の場合に得た数を超える場合は、補正指数が一・〇〇の場合に得た数とする。）に〇・〇九四八を乗じて得た率（ただし、当該率が〇・八五を超える場合は、〇・八五とする。）を乗じて得た率を乗じて得た額（五百円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨て、五百円以上千円未満の端数があるときはその端数金額を千円とする。）とする。

３　合併関係市町村に係る控除前財源不足額は、次の算式によつて算定した額を、合併関係市町村が当該年度の四月一日現在において全てなお従前の区域をもつて存続していたものと仮定した場合において各合併関係市町村につきそれぞれ普通交付税省令附則第十九条の十六第十項の規定の適用がないものとした場合における普通交付税省令第四十九条の規定をもつて算定した基準財政需要額が普通交付税省令第五十条の規定によつて算定した基準財政収入額を超える額により按分した額（五百円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨て、五百円以上千円未満の端数があるときはその端数金額を千円とする。）とする。

算式

（Ａ－Ｂ）×α＋Ｂ

（Ａ－Ｂ）が負数となるときは、（Ａ－Ｂ）は０とする。

算式の符号

Ａ　普通交付税省令附則第19条の16第10項の規定の適用がないものとした場合における普通交付税省令第48条第１項の算式の符号Ａに同じ。

Ｂ　地方交付税法附則第６条の２の規定の適用がないものとした場合における普通交付税省令第48条第１項の算式の符号Ｂに同じ。

α　［略］

Ｂ　当該合併市町村に係る地方交付税法第10条第３項本文の規定により令和３年８月31日までに決定された普通交付税の額の算定に用いた普通交付税省令第48条第１項の算式の符号Ｂに同じ。

Ｃ　［同左］

Ｄ　［同左］

２　合併関係市町村に係る法第三十三条の五の二第一項の額は、次項に規定する当該合併関係市町村に係る控除前財源不足額に第四項に規定する当該合併関係市町村に係る補正指数に別表第二のＡに定める当該補正指数の段階に応ずる率を乗じて得た数と同表のＢに定める当該補正指数の段階に応ずる数を合算した数（ただし、当該数について、補正指数が一・〇〇の場合に得た数を超える場合は、補正指数が一・〇〇の場合に得た数とする。）に〇・二三〇一を乗じて得た率（ただし、当該率が〇・八五を超える場合は、〇・八五とする。）を乗じて得た率を乗じて得た額（五百円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨て、五百円以上千円未満の端数があるときはその端数金額を千円とする。）とする。

３　合併関係市町村に係る控除前財源不足額は、次の算式によつて算定した額を、合併関係市町村が当該年度の四月一日現在において全てなお従前の区域をもつて存続していたものと仮定した場合において各合併関係市町村につきそれぞれ地方交付税法第十条第三項本文の規定により令和三年八月三十一日までに決定された普通交付税の額の算定に用いた普通交付税省令附則第十九条の十六第九項の規定の適用がないものとした場合における普通交付税省令第四十九条の規定をもつて算定した基準財政需要額が普通交付税省令第五十条の規定によつて算定した基準財政収入額を超える額により按分した額（五百円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨て、五百円以上千円未満の端数があるときはその端数金額を千円とする。）とする。

算式

（Ａ－Ｂ）×α＋Ｂ

（Ａ－Ｂ）が負数となるときは、Ａとする。

算式の符号

Ａ　地方交付税法第10条第３項本文の規定により令和３年８月31日までに決定された普通交付税の額の算定に用いた普通交付税省令附則第19条の16第９項の規定の適用がないものとした場合における普通交付税省令第48条第１項の算式の符号Ａに同じ。

Ｂ　地方交付税法第10条第３項本文の規定により令和３年８月31日までに決定された普通交付税の額の算定に用いた同法附則第６条の２の規定の適用がないものとした場合における普通交付税省令第48条第１項の算式の符号Ｂに同じ。

α　［同左］